

令和 年 月 日

この実務経験証明書を証明権限を有する代表者に作成してもらう時は、この証明用紙と『入学案内』24～30頁、35頁を見せて証明してもらってください。

ことを証明します。

(注) 1. 従業期間に見込みの期間が含まれている場合は、入学後に、実務経験証明書を改めて提出してください。必要な従事期間を満たした実務経験証明書が提出されない場合は、入学資格を満たさなかったものとして、無効になりますので注意してください。

2. 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印(証明印)で訂正してください。修正液で訂正したものは証明書として無効ですので、注意してください。

3. 用紙が不足する場合は、コピーしたものを使用してください。

4. 証明された内容について、虚偽または不正が判明した場合は、「社会福祉士及び介護福祉士法」の定めにより社会福祉士登録の取り消しを受けます。受講中または修了後に判明した場合は、受講もしくは修了の取り消しとなります。実務経験が入学要件となっている場合は、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)第4条に基づく入学資格と照らし合わせ、履修・出席科目が全て無効となることがあります(4年制大学卒等を除く)。